

「山形県県土整備部建設工事関連業務委託における共同設計方式実施要綱」の一部改正 新旧対照表

改正前	改正後
<p>山形県県土整備部建設工事関連業務委託における共同設計方式実施要綱</p> <p>— 略 —</p> <p>(構成員の要件)</p> <p>第4条 構成員は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。</p> <p>(1) 山形県財務規則(昭和39年県規則第9号)第125条第5項の規定による競争入札参加資格者名簿(設計・測量・調査・コンサルタント用)(以下「名簿」という。)に登載されている者であること。</p> <p>(2) その他必要に応じて、審査会で定める要件</p> <p>2 構成員のうち1者以上は、名簿における本店住所が山形県内にあること。</p> <p>— 略 —</p> <p>(事後審査方式における入札結果及び入札参加資格確認結果の通知)</p> <p>第14条の3 入札を執行する者は、前条の規定により落札者を決定したときは、落札決定した旨を速やかに入札者全員に通知するものとする。</p> <p>2 前条の規定による入札参加資格の審査の結果、入札参加資格がないと認められた者については、その結果を入札参加資格不適合通知書(電子入札システムによる「入札参加不適合通知書」又は様式第6号)により通知するものとする。</p> <p>3 落札者と決定した者については、落札者決定通知をもって、資格確認結果の通知に代えるものとする。</p> <p>4 第2項により入札参加資格がないと認められた者は、確認結果通知の日から起算して3日以内(県の休日を除く。)にその理由についての説明を求めることができるものとする。</p> <p>5 前項により説明を求めた者に対して、所管課長は、説明要求を受理した日の翌日から起算して原則として3日以内(県の休日を除く。)に電子入札システム又は書面(様式第5号)により回答するものとする。</p>	<p>山形県県土整備部建設工事関連業務委託における共同設計方式実施要綱</p> <p>— 略 —</p> <p>(構成員の要件)</p> <p>第4条 構成員は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。</p> <p>(1) 山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号。以下「財務規則」という。)第125条第5項の規定による競争入札参加資格者名簿(設計・測量・調査・コンサルタント用)(以下「名簿」という。)に登載されている者であること。</p> <p>(2) その他必要に応じて、審査会で定める要件</p> <p>2 構成員のうち1者以上は、名簿における本店住所が山形県内にあること。</p> <p>— 略 —</p> <p>(事後審査方式における入札結果及び入札参加資格確認結果の通知)</p> <p>第14条の3 入札を執行する者は、前条の規定により落札者を決定したときは、落札決定した旨を速やかに入札者全員に通知するものとする。</p> <p>2 前条の規定による入札参加資格の審査の結果、入札参加資格がないと認められた者については、その結果を入札参加資格不適合通知書(電子入札システムによる「入札参加不適合通知書」又は様式第6号)により通知するものとする。</p> <p>3 落札者と決定した者については、落札者決定通知をもって、資格確認結果の通知に代えるものとする。</p> <p>4 第2項により入札参加資格がないと認められた者は、確認結果通知日の翌日から起算して3日以内(県の休日を除く。)にその理由についての説明を求めることができるものとする。</p> <p>5 前項により説明を求めた者に対して、所管課長は、説明要求を受理した日の翌日から起算して原則として3日以内(県の休日を除く。)に電子入札システム又は書面(様式第5号)により回答するものとする。</p>

改正前	改正後
<p>— 略 —</p> <p>附 則 この要綱は、平成24年5月1日から施行する。</p> <p>— 略 —</p> <p>附 則 この要綱の一部改正は、令和4年7月1日以後に入札公告を行う案件から適用する。</p>	<p>— 略 —</p> <p>附 則 この要綱は、平成24年5月1日から施行する。</p> <p>— 略 —</p> <p>附 則 この要綱の一部改正は、令和4年7月1日以後に入札公告を行う案件から適用する。</p> <p><u>附 則</u> <u>この要綱の一部改正は、令和5年7月1日以後に入札公告を行う案件から適用する。</u></p>
<p>別紙1（一般競争入札公告例：建設工事関連業務委託（設計共同体））</p>	<p>別紙1（一般競争入札公告例：建設工事関連業務委託（設計共同体））</p>
<p>— 略 —</p> <p>3 入札参加者の資格</p> <p>（注）入札参加者の資格は、次に掲げる資格要件に適宜加除補正をすること。</p> <p>山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第125条第5項の競争入札参加資格者名簿（<u>様式第104号の5によるものに限る。</u>以下「名簿」という。）の本店住所が県内にある者1者以上を含む2者又は3者で自主構成する設計共同体（以下「設計共同体」という。）であって、次に掲げる要件を全て満たすものであること。</p> <p>— 略 —</p> <p>(2) 設計共同体の全ての構成員が次に掲げる要件を満たしていること。</p> <p>— 略 —</p> <p>ニ 次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>(イ) 役員等（構成員が個人である場合にはその者を、構成員が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第</p>	<p>— 略 —</p> <p>3 入札参加者の資格</p> <p>（注）入札参加者の資格は、次に掲げる資格要件に適宜加除補正をすること。</p> <p>山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第125条第5項の競争入札参加資格者名簿（<u>様式第104号の5によるものに限る。</u>以下「名簿」という。）の本店住所が県内にある者1者以上を含む2者又は3者で自主構成する設計共同体（以下「設計共同体」という。）であって、次に掲げる要件を全て満たすものであること。</p> <p>— 略 —</p> <p>(2) 設計共同体の全ての構成員が次に掲げる要件を満たしていること。</p> <p>— 略 —</p> <p>ニ 次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>(イ) 役員等（構成員が個人である場合にはその者を、構成員が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第</p>

改正前	改正後
<p>77号) 第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であること。</p> <p>(ロ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していること。</p> <p>(ハ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等<u>したことがある</u>こと。</p> <p>(ニ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。</p> <p>(ホ) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していること。</p> <p>— 略 —</p>	<p>77号) 第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）<u>又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）</u>であること。</p> <p>(ロ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員<u>等</u>が経営に実質的に関与していること。</p> <p>(ハ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員<u>等</u>を利用する等<u>している</u>こと。</p> <p>(ニ) 役員等が、暴力団又は暴力団員<u>等</u>に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。</p> <p>(ホ) 役員等が暴力団又は暴力団員<u>等</u>と社会的に非難されるべき関係を有していること。</p> <p>— 略 —</p>
<p>別紙2（一般競争入札説明書例：建設工事関連業務委託（設計共同体））</p> <p>— 略 —</p> <p>2-3 入札参加資格の確認等</p> <p>— 略 —</p> <p>(2) 提出書類</p> <p>イ 申請書 申請書は、山形県電子入札システムから電子的に提出すること。 よって、申請書を別途作成及びファイル添付する必要はない。</p> <p>ロ 確認資料 <u>2-3</u>【確認資料一覧】のとおり</p> <p>— 略 —</p> <p>4-5 落札者の決定方法</p> <p>— 略 —</p> <p>(3) 低入札価格調査制度</p> <p>イ 調査基準価格を下回る価格で入札を行った全ての入札者は、開札日か</p>	<p>別紙2（一般競争入札説明書例：建設工事関連業務委託（設計共同体））</p> <p>— 略 —</p> <p>2-3 入札参加資格の確認等</p> <p>— 略 —</p> <p>(2) 提出書類</p> <p>イ 申請書 申請書は、山形県電子入札システムから電子的に提出すること。 よって、申請書を別途作成及びファイル添付する必要はない。</p> <p>ロ 確認資料 <u>2-4</u>【確認資料一覧】のとおり</p> <p>— 略 —</p> <p>4-5 落札者の決定方法</p> <p>— 略 —</p> <p>(3) 低入札価格調査制度</p> <p>イ 調査基準価格を下回る価格で入札を行った全ての入札者は、開札日か</p>

改正前	改正後
<p>ら起算して2日以内に発注者に積算内訳書を提出しなければならない。</p> <p>ロ 業務の種類ごとに、調査基準価格を下回る価格の入札者が提出した積算内訳書において計上されている次に掲げる各経費の額のいずれかが、予定価格算出の基礎となった当該計の額に当該経費の区分に応じて定める率を乗じて得た額に満たない場合は、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるものと判断し、詳細な調査を行うことなく直ちに失格とする。また、積算内訳書の合計金額が入札価格と一致しない場合も同様とする。</p> <p>— 略 —</p> <p>(ハ) 土木コンサルタント</p> <p>a 直接人件費 95パーセント</p> <p>b 直接経費 95パーセント</p> <p>c その他原価 90パーセント</p> <p>d 一般管理費等 35パーセント</p> <p>(ニ) 建築コンサルタント（工事監理業務を含む。）</p> <p>a 直接人件費と特別経費の合計額 95パーセント</p> <p>b 技術経費 65パーセント</p> <p>c 諸経費相当額 65パーセント</p> <p>— 略 —</p> <p>4 - 10 その他</p> <p>— 略 —</p> <p>(5) 低入札価格調査実施要綱第14条第1項第3号及び同条第2項により調査基準価格を設定した場合の算定方法については、次に掲げる表のとおりとする。</p>	<p>ら起算して2日以内に発注者に積算内訳書を提出しなければならない。</p> <p>ロ 業務の種類ごとに、調査基準価格を下回る価格の入札者が提出した積算内訳書において計上されている次に掲げる各経費の額のいずれかが、予定価格算出の基礎となった当該計の額に当該経費の区分に応じて定める率を乗じて得た額に満たない場合は、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるものと判断し、詳細な調査を行うことなく直ちに失格とする。また、積算内訳書の合計金額が入札価格と一致しない場合も同様とする。</p> <p>— 略 —</p> <p>(ハ) 土木関係建設コンサルタント</p> <p>a 直接人件費 95パーセント</p> <p>b 直接経費 95パーセント</p> <p>c その他原価 90パーセント</p> <p>d 一般管理費等 35パーセント</p> <p>(ニ) 建築関係建設コンサルタント（工事監理業務を含む。）</p> <p>a 直接人件費と特別経費の合計額 95パーセント</p> <p>b 技術経費 65パーセント</p> <p>c 諸経費相当額 65パーセント</p> <p>— 略 —</p> <p>4 - 10 その他</p> <p>— 略 —</p> <p>(5) 低入札価格調査実施要綱第14条第1項第3号及び同条第2項により調査基準価格を設定した場合の算定方法については、次に掲げる表のとおりとする。</p>

改正前		改正後	
※調査基準価格算定方法等	<p>1 低入札価格調査実施要綱第 14 条第 1 項第 3 号及び同条第 2 項により調査基準価格を設定した場合の算定方法</p> <p>【例 1】※低入札価格調査実施要綱第 14 条第 1 項第 3 号（土木コンサルタント）</p> <p>— 略 —</p> <p>【例 2】低入札価格調査実施要綱第 14 条第 2 項（土木コンサルタント及び補償関係コンサルタントの予定価格の算定にあたって山形県県土整備部制定の設計業務等標準積算基準書に定める設計業務等積算基準又はこれに準じた積算基準によらない場合）</p> <p>調査基準価格は、低入札価格調査実施要綱第 14 条第 2 項に基づき算定している。</p> <p>【例 3】※該当なし</p> <p style="text-align: center;">空白</p>	※調査基準価格算定方法等	<p>1 低入札価格調査実施要綱第 14 条第 1 項第 3 号及び同条第 2 項により調査基準価格を設定した場合の算定方法</p> <p>【例 1】※低入札価格調査実施要綱第 14 条第 1 項第 3 号（土木関係建設コンサルタント）</p> <p>— 略 —</p> <p>【例 2】低入札価格調査実施要綱第 14 条第 2 項（土木関係建設コンサルタント及び補償関係コンサルタントの予定価格の算定にあたって山形県県土整備部制定の設計業務等標準積算基準書に定める設計業務等積算基準又はこれに準じた積算基準によらない場合）</p> <p>調査基準価格は、低入札価格調査実施要綱第 14 条第 2 項に基づき算定している。</p> <p>【例 3】※該当なし</p> <p style="text-align: center;">空白</p>
	— 略 —		— 略 —